

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

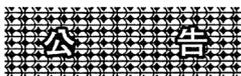
その関係図面は、告示の日から令和8年2月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月19日

長野県飯田建設事務所長 折井 克 壽

- 1 路 線 名 152号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3838番の3地先から
下伊那郡大鹿村大字鹿塩4212番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年1月19日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
中御所3丁目複合店舗
長野市中御所三丁目14番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	清水 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	清水 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	阿久津 知洋	東京都千代田区二番町8番地8

- 4 変更した年月日
令和7年5月15日
- 5 届出年月日
令和7年8月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年1月19日から令和8年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ・ゴルフ5南松本店

松本市南松本二丁目139番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アルペン

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社大光	金森 武	岐阜県大垣市古宮町227番地1

4 変更した年月日

令和7年7月24日

5 届出年月日

令和7年8月29日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年1月19日から令和8年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小松屋プラザ

佐久市中込3211番地5

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社小松屋

佐久市中込3212番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	笹田 直弘	松本市双葉10番地22

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号第二友豊ビル

4 変更した年月日

令和3年6月1日ほか

5 届出年月日

令和7年9月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年1月19日から令和8年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン木曾福島店

木曾郡木曾町福島5398番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更した年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年9月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曾地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年1月19日から令和8年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は木曾地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エディオン松本なぎさ店

ウエルシア松本渚店

松本市渚一丁目30-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ツルヤなぎさ店 エディオン松本なぎさ店 ツタヤ北松本店	松本市渚一丁目30-2ほか

(変更後)

名称	住所
ツルヤなぎさ店 エディオン松本なぎさ店 ウエルシア松本渚店	松本市渚一丁目30-2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市若里七丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市若里七丁目6番5号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

4 変更した年月日

令和7年9月18日

5 届出年月日

令和7年12月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年1月19日から令和8年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エディオン松本なぎさ店

ウエルシア松本渚店

松本市渚一丁目30-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 1	349
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 2	25
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 3	286
合計		660

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 1	357
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 2	21
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 3	263
4	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 4	19
合計		660

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 1	13
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 2	10
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 3	40
4	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 4	45

5	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 5	28
6	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 6	15
7	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 7	25
8	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 8	25
9	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 9	30
10	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 10	15
11	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 11	15
合計		261

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 1	10
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 2	10
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 3	40
4	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 4	5
5	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 5	20
6	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 6	20
7	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 7	20
合計		125

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位置	面積(m ²)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 荷さばき施設No. 1	67.5
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 荷さばき施設No. 2	500.3
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 荷さばき施設No. 3	119.9
合計		687.7

(変更後)

	位置	面積(m ²)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 荷さばき施設No. 1	67.5
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 荷さばき施設No. 2	518.4
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 荷さばき施設No. 3	119.9
合計		705.8

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量(m ³)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 廃棄物保管施設No. 1	9.0
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 廃棄物保管施設No. 2	42.0
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 廃棄物保管施設No. 3	21.0

4	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 廃棄物保管施設No. 4	31.5
5	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 廃棄物保管施設No. 5	45.3
合計		148.8

(変更後)

	位置	容量 (m ³)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 廃棄物保管施設No. 1	10.5
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 廃棄物保管施設No. 2	88.4
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 廃棄物保管施設No. 3	45.3
4	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 廃棄物保管施設No. 4	31.5
合計		175.7

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社ツルヤ	午前8時	午後9時
2	株式会社エディオン		
3	株式会社シナノ・グループ	24時間	

(変更後)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社ツルヤ	午前8時	午後9時
2	株式会社エディオン		
3	ウエルシア薬局株式会社	24時間	

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	位置	時間帯
1	駐車場No. 1	午前8時から午後10時まで
2	駐車場No. 2	午前5時から翌午前2時まで
3	駐車場No. 3	24時間

(変更後)

	位置	時間帯
1	駐車場No. 1	午前8時から午後10時まで
2	駐車場No. 2	午前5時から翌午前2時まで
3	駐車場No. 3	24時間
4	駐車場No. 4	午前8時30分から午後9時まで

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	6
出口	4	6

合計	8	12
----	---	----

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- 4 変更する年月日
令和8年8月20日
- 5 届出年月日
令和7年12月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年1月19日から令和8年5月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県佐久建設事務所長 井出圭一

- 1 (1) 指定番号 佐久第423号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年10月10日
- (4) 指定道路の位置 佐久市猿久保字野馬窪185-35、185-36、185-37
- (5) 指定道路の延長 27.41メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.25～4.29メートル
- 2 (1) 指定番号 佐久第424号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年12月18日
- (4) 指定道路の位置 北佐久郡御代田町大字御代田字坪谷地3979-1
- (5) 指定道路の延長 57.75メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.09メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県諏訪建設事務所長 木下英樹

- 1 (1) 指定番号 諏訪第1063号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年11月26日
- (4) 指定道路の位置 茅野市塚原2-3702-2
- (5) 指定道路の延長 34.95メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.79メートル
- 2 (1) 指定番号 諏訪第1064号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和7年11月27日
- (4) 指定道路の位置 茅野市ちの字六勺1185-4、1185-5、1187-2の一部、1188-4、1188-4先道

- (5) 指定道路の延長 124.92メートル
(6) 指定道路の幅員 4.05～6.16メートル
- 3 (1) 指 定 番 号 諏訪第1065号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年12月25日
(4) 指定道路の位置 茅野市玉川字中小堂見3345-4
(5) 指定道路の延長 33.92メートル
(6) 指定道路の幅員 4.04メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。
令和8年1月19日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 1 (1) 指 定 番 号 伊那第646号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年10月23日
(4) 指定道路の位置 伊那市西町6322-10
(5) 指定道路の延長 34.92メートル
(6) 指定道路の幅員 4.82メートル
- 2 (1) 指 定 番 号 伊那第647号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年11月25日
(4) 指定道路の位置 伊那市荒井4650-4
(5) 指定道路の延長 40.64メートル
(6) 指定道路の幅員 6.02メートル
- 3 (1) 指 定 番 号 伊那第648号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年12月5日
(4) 指定道路の位置 駒ヶ根市上穂南2406-29
(5) 指定道路の延長 132.00メートル
(6) 指定道路の幅員 5.01メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。
令和8年1月19日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 (1) 指 定 番 号 松本第395号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年10月17日
(4) 指定道路の位置 安曇野市三郷温714-1、714-5の一部
(5) 指定道路の延長 61.55メートル
(6) 指定道路の幅員 4.88メートル
- 2 (1) 指 定 番 号 松本第396号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 令和7年10月24日
(4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛2016-1
(5) 指定道路の延長 42.49メートル
(6) 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 指定番号 長野第894号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和7年10月2日
- 4 指定道路の位置 千曲市大字中宇中村235-1、240-1
- 5 指定道路の延長 32.99メートル
- 6 指定道路の幅員 4.94メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県北信建設事務所長 西山 広 一

- 1 指定番号 北信第195号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和7年11月11日
- 4 指定道路の位置 中野市大字七瀬字屋敷添121-5、大字吉田字立石562-1
- 5 指定道路の延長 53.32メートル
- 6 指定道路の幅員 6.08メートル

建築住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月19日

長野県松本養護学校長 永田 寛 尚

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
令和8年度長野県松本支援学校 スクールバス運転管理等業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当するものであることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
- この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請の方法
申請は、入札参加資格申請システムから行ってください。
https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html
 - (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
 - (3) 問合せ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県市町村入札参加資格共同受付窓口（長野県会計局契約・検査課内）
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先
- 松本市大字今井1535
長野県松本養護学校 事務室
電話 0263 (59) 2234
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年3月3日(火)午前10時
イ 場所 長野県松本養護学校 会議室
 - (3) 入札の日時及び郵送による場合の入札書の受領期限並びに提出場所
ア 入札の日時 令和8年3月2日(月)午後4時
イ 郵送による受領期限 令和8年3月2日(月)
ウ 提出場所 郵便番号 390-1182
松本市大字今井1535
長野県松本養護学校 事務室
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和8年2月16日(月)午後4時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(3) 令和8年4月1日より、校名が「松本養護学校」から「松本支援学校」に変更となります。

7 Summary

(1) Services to be procured:

FY 2026 school bus operations management for Nagano Prefecture Matsumoto School for Special Needs Education

(2) Contract period:

April 1, 2026 to March 31, 2027

(3) Contact information:

Nagano Prefecture Matsumoto School for Special Needs Education Administration Office

1535 Imai, Matsumoto City 390-1182 Japan

Tel: +81-263-59-2234

(4) Bid opening:

Date and time: Tuesday, March 3, 2026, 10 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture Matsumoto School for Special Needs Education Conference Room

1535 Imai, Matsumoto City 390-1182 Japan

(5) Mail-in submission:

Deadline: Monday, March 2, 2026

Mailing address: Nagano Prefecture Matsumoto School for Special Needs Education Administration Office

1535 Imai, Matsumoto City 390-1182 Japan

特別支援教育課